

板倉町  
高齢者保健福祉制度  
ごあんない  
【令和5年度版】



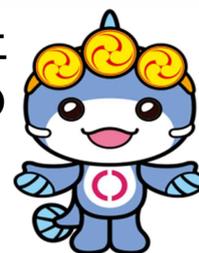
このパンフレットは、高齢者が利用できる保健福祉サービス（介護保険を除く。）を紹介したものです。

# 板倉町

## 高齢者保健福祉サービス連絡先一覧

施設名	電話番号
板倉町役場 健康介護課 介護高齢係 (地域包括支援センター)	82-6135 (係直通)
板倉町役場 健康介護課 保険医療係	82-6136 (係直通)
板倉町保健センター	82-3757
板倉町社会福祉協議会 (総務係・地域福祉係)	82-3900
板倉町シルバー人材センター	82-3952
板倉町在宅介護支援センター (ミモザ荘内)	77-2550

このパンフレットに掲げた高齢者保健福祉制度の詳細につきましては、各サービスの担当までお問合せください。



# 目次

I. 高齢者のための相談窓口	3
II. 社会参加への支援	
1. 福祉センター利用	3
2. 路線バス料金減免	4
3. シニアパスの販売	4
4. ぐーちょきシニアパスポート	4
5. 福祉タクシー料金助成	5
6. コミュニティーサロン活動助成	5
7. 老人クラブ活動助成	6
8. 通いの場活動助成	6
9. シルバー人材センター登録	7
III. 敬老の催し	
1. 敬老祝金支給	8
2. 卒寿者等慶祝訪問	8
3. 百寿者慶祝訪問	9
4. ダイヤモンド婚式・金婚式合同記念式典	9
IV. 健康づくりへの支援	
1. 各種検診	10
2. 歯周病検診	11
3. 高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成	11
4. 高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成	11
5. 特定健診	12
6. 後期高齢者健診	12
7. 人間ドックの助成	13
V. 在宅での日常生活に不安のある人への支援	
1. 緊急通報装置設置事業	14
2. 紙おむつ給付事業	14
3. 介護用車両購入費の助成	15
4. ひとり暮らし高齢者等訪問事業	15
5. 養護老人ホーム入所	16

6. 配食サービス	16
7. 介護用品貸与	16
8. 車椅子仕様福祉車両貸与	17
9. 思いやり福祉サービス	17
VI. 介護者への支援	
1. 介護慰労金支給	18
2. 探索システム利用費補助	19
3. 徘徊高齢者等事前登録制度	19
VII. 権利や財産を守るための支援	
1. 日常生活自立支援事業	20
2. 成年後見制度に関する相談窓口	20



## I. 高齢者のための相談窓口

介護・健康・医療など困ったことがあるときに相談を承ります。  
※ ご希望があれば自宅への訪問も行います。

### ■ 地域包括支援センター（板倉町役場 健康介護課内）

開所日：毎週月曜日～金曜日（祝日を除く。）

時 間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

電 話：82-6135（直通）

### ■ 在宅介護支援センター（ミモザ荘）

開所日：毎週月曜日～金曜日

時 間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

電 話：77-2550



## II. 社会参加への支援

### 1. 福祉センター利用【 社会福祉協議会 地域福祉係 】

レクリエーション活動、健康増進活動（カラオケ・入浴等）を行っている福祉センターを利用できます。

利用料	60 歳未満または町外のかた：200 円 6 歳未満 または 60 歳以上のかた：無料 障害者手帳をお持ちのかた：無料（年齢問わず）
時 間	午前 9 時 30 分～午後 4 時
休館日	毎週土・日曜日及び祝日（敬老の日は除く） ※ その他に年末年始等の臨時休館日あり



## 2. 路線バス料金減免【 役場 介護高齢係 】

65 歳以上のかたの路線バスの運賃が減免されます。

運賃額	100 円
備考	乗車時は、年齢確認のため身分証明証（健康保険証、マイナンバーカード等）が必要です。

## 3. シニアパスの販売【 役場 介護高齢係 】

70 歳以上のかたを対象とした、路線バスの全路線に乗車できる定期券「シニアパス」を販売します。

販売価格	1 か月券：500 円 3 か月券：1,500 円
販売場所	つゝじ観光バス（株）（電話 0276-71-2100）

## 4. ぐーちょきシニアパスポート【 役場 介護高齢係 】

協賛店において提示することで、割引などの優遇措置が受けられます。

対象者	県内在住の 65 歳以上のかた
備考	65 歳到達時に介護保険被保険者証に同封して送付しています。優遇内容は、協賛店舗一覧（パスポートと同時にお渡しします。）をご参照ください。



## 5. 福祉タクシー料金助成【 役場 介護高齢係 】

在宅の高齢者等で、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な場合にタクシー料金を助成します。



<p>対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳の1・2級をお持ちのかた</li> <li>2. 療育手帳をお持ちのかた</li> <li>3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた</li> <li>4. 70歳以上の高齢者のみの世帯のかた</li> <li>5. 母子・父子家庭世帯</li> <li>6. 70歳以上で自動車免許を自主返納したかた</li> </ol> <p>※ 1～3の場合 本人及び世帯員が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外</p> <p>※ 4～5の場合 世帯内に四輪自動車を所有し、運転できるかたがいる場合は対象外</p>
<p>補助額</p>	<p>※ 1～5の場合 板倉町福祉タクシー利用券 年間48枚 (1枚500円)</p> <p>※ 6の場合 板倉町福祉タクシー利用券 2年間で24枚 (1枚500円)</p>
<p>備考</p>	<p>利用1回につき、利用券2枚まで使えます。</p>

## 6. コミュニティーサロン活動助成【 役場 介護高齢係 】

行政区内の小地域を単位とし、集会場等で行う交流の場（コミュニティーサロン）の活動費用を助成します。

<p>助成額</p>	<p>前年度実績人数×150円 ※ ただし、上限あり 初年度は、実施月数×2,000円</p>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 11か所（1区：3か所・2区：2か所・5区・9区・11区・13区・14区・15区）が活動しています。</li> <li>② 社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターにて健康づくり・介護予防の出前講座を行っています。</li> </ol>

## 7. 老人クラブ活動助成【 役場 介護高齢係 】



老人クラブの活動費用を助成します。

助成額	基本額＋老人クラブの登録人数（毎年度の4月1日現在）
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老人クラブ活動の事務局は、板倉町社会福祉協議会です。</li> <li>② 社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターにて健康づくり・介護予防の出前講座を行っています。</li> </ul>

## 8. 通いの場活動助成【 役場 介護高齢係 】

行政区内の小地域を単位とし、集会場で体操を行う通いの場の活動費用を助成します。

助成対象	<p>下記の要件を満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① おおむね65歳以上のかたが1回あたり10人以上集まる。</li> <li>② 週1回1時間以上の活動をする。</li> <li>③ 身体の機能向上を目的とした体操を実施する。</li> </ul>
助成額	前年度実績人数×80円 ※ ただし、上限あり 初年度は、実施月数×5,000円
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 7か所（2区：1か所、3区：2か所、4区：2か所、6区：1か所、15区：1か所）が活動しています。</li> <li>② 通いの場立ち上げ時には体操指導の支援も行います。</li> <li>③ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターにて健康づくり・介護予防の出前講座を行っています。</li> </ul>



## 9. シルバー人材センター登録【 シルバー人材センター 】

臨時的・短期的就業を通じて、持っている労働能力を活用し、生きがいの充実や社会参加を図ります。

対象者	下記の要件を満たすかた ① 60歳以上のかたで健康で働く意欲のあるかた ② シルバー人材センターの運営規定に賛同できるかた
内 容	屋内清掃・植木剪定・農作業補助・公園清掃・除草・高齢者派遣
報 酬	仕事量に応じて、配分金が支払われます。
備 考	① 事前にシルバー人材センターへの会員登録が必要です。 ② 随時、各種技能・技術講習会を実施しています。



### Ⅲ. 敬老の催し

#### 1. 敬老祝金支給【 役場 介護高齢係 】

敬老の意を表し、祝金を贈呈します。

対象者	町内に住所を有する 75 歳以上のかた
支給額	75 歳以上～85 歳未満：3,000 円 85 歳以上：5,000 円
備考	9 月の敬老の日前後に支給します。

#### 2. 卒寿者等慶祝訪問【 役場 介護高齢係 】

今年度に卒寿（満 90 歳）を迎えるかた及び町内男女最高齢のかたを慶祝訪問します。

対象者	① 満 90 歳を迎えるかた ② 町内男女最高齢者
訪問者	町長
実施日	9 月
備考	対象者には案内文を郵送します。



### 3. 百寿者慶祝訪問【 役場 介護高齢係 】

今年度に百寿（満 100 歳）を迎えるかたを慶祝訪問します。

対象者	満 100 歳を迎えるかた
訪問者	町長
実施日	誕生日前後
備 考	対象者には案内文を郵送します。

### 4. ダイヤモンド婚式・金婚式合同記念式典【 役場 介護高齢係 】

結婚（入籍）後、50 年または 60 年を迎えたご夫妻をお祝いします。

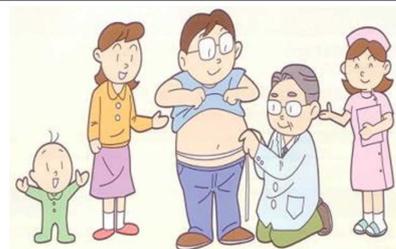
対象者	ダイヤモンド婚式：結婚後 60 年を迎えたご夫妻 金婚式：結婚後 50 年を迎えたご夫妻
備 考	① 7 月～8 月に申請を受け付けます。 ② 申請されたご夫妻には祝賀会の案内状を郵送します。



## IV. 健康づくりへの支援

### 1. 各種検診【保健センター】

町内に住所を有するかたに検診を実施します。



検診名	対象者	内 容	負担金
肝炎ウイルス検診	40歳以上、過去に検診を受けていないかた	血液検査 (C型・B型)	無料
結核検診	40歳以上のかた	胸部レントゲン撮影	
骨密度検診(個別)	35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性	かかとの超音波検査	500円
肺がん検診	40歳以上のかた	喀痰検査(3日間) 胸部レントゲン撮影	各500円 (70歳以上は無料)
大腸がん検診		便の潜血反応検査 (2日間)	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査 (PSA検査)	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診、内診 子宮頸部細胞診	
乳がん検診	40歳以上の女性	問診、マンモグラフィ撮影	
胃バリウム検診	40歳以上のかた	バリウムによる胃レントゲン撮影	
胃内視鏡検診(個別)	50歳以上のかた	胃内視鏡検査	

※ 生活保護及び非課税対象者は無料です。

## 2. 歯周病検診【保健センター】

町内に住所を有するかたに歯周病検診を実施します。



対象者	30歳・40歳・50歳・60歳・70歳のかた
内容	口腔診査、歯科衛生指導
会場	館林市または邑楽郡内の指定歯科医療機関
負担金	500円
備考	対象者には通知を郵送します。 6月～11月実施

## 3. 高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成【保健センター】

季節性インフルエンザの予防接種をするかたの費用を助成します。

対象者	町内に住所を有する65歳以上のかた
自己負担金	1,000円（1人1回のみ） ※ 指定医療機関以外での接種は1,000円を超える場合あり
備考	① 9月末に予診票を郵送します。 ② 邑楽館林管内の指定医療機関以外の医療機関で接種する場合はご相談ください。

## 4. 高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成【保健センター】

肺炎球菌の予防接種をするかたの費用を助成します。



対象者	過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがないかたで、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳のかた
自己負担金	2,000円（1人1回のみ） ※ 指定医療機関以外での接種は2,000円を超える場合あり
備考	① 65歳のかたには予診票を郵送します。その他の該当年齢のかたで接種を希望される場合はお問い合わせください。 ② 邑楽館林管内の指定医療機関以外の医療機関で接種する場合はご相談ください。

## 5. 特定健診【 役場 保険医療係 】

町内に住所を有するかたに特定健診を実施します。

対象者	国民健康保険に加入している 40 歳～74 歳のかた
内 容	身体計測、尿検査、血圧測定、腹囲測定、血液検査、腎臓機能検査（尿酸・クレアチニン）、医師診察
会 場	旧南小学校、北部公民館、東部公民館、保健センター、海洋センター、指定医療機関
負担金	無料
備 考	該当者には受診票を配付します。

## 6. 後期高齢者健診【 役場 保険医療係 】

町内に住所を有するかたに後期高齢者健診を実施します。

対象者	後期高齢者医療に加入しているかた（主に 75 歳以上のかた）
内 容	身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査、腎臓機能検査（尿酸・クレアチニン）、医師診察
会 場	旧南小学校、北部公民館、東部公民館、保健センター、海洋センター、指定医療機関
負担金	無料
備 考	該当者には受診票を配付します。

## 7. 人間ドックの助成【 役場 保険医療係 】

基本的健診項目を含む人間ドックや脳ドックを受けたかたに助成金を支給します。

対象者	国民健康保険または後期高齢者医療加入者
助成対象の 検診	① 日帰り・一泊人間ドック 健診項目を含む検診※ ② 日帰り・一泊人間ドック（脳ドック併診） 健診項目を含む検診※ ③ 脳ドック（基本的健診項目を含む。脳検査のみは不可。） 健診項目を含む検診※  ※具体的な健診項目は町ホームページなどでご確認ください
助成限度額	20,000 円
備 考	① 特定健診または後期高齢者健診を受けたかたは、人間ドックの助成は受けられません。 ② 国民健康保険税または後期高齢者保険料及びそれらに係る延滞金に未納がある場合は、助成は受けられません。 ③ 年度内に助成されるのは1回のみです。

## V. 在宅での日常生活に不安のある人への支援

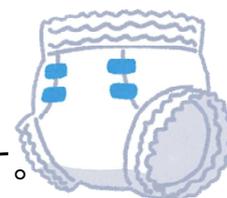
### 1. 緊急通報装置設置事業【 役場 介護高齢係 】



急病・災害等の突発的事態時に備えて緊急通報装置を貸与し、消防署に連絡して速やかに救助を行います。

対象者	健康状態、身体状況または日常生活動作に支障または不安を有し、下記のいずれかに該当するかた 1. 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 2. 65歳以上の高齢者のみの世帯 3. 65歳以上の虚弱な高齢者で、同居家族はあるが、昼間または夜間に家族が留守になる世帯
貸与品	緊急通報端末装置及びペンダント型装置
備考	① 装置にかかる基本料金・通話料金・電話料金等は自己負担となります。 ② 台数が限られているため、設置待ちの可能性が 있습니다。

### 2. 紙おむつ給付事業【 役場 介護高齢係 】



在宅で紙おむつが必要なかたに紙おむつ給付券を支給します。

対象者	65歳以上の在宅高齢者で紙おむつが必要なかた ※ 他制度で紙おむつの給付を受けたかたは除く
支給額	・ 4～7月中に申請したかた・・・12,000円（年額） ・ 8～11月中に申請したかた・・・8,000円（年額） ・ 12～3月中に申請したかた・・・4,000円（年額）
備考	非課税世帯に属し、かつ、介護保険制度による要介護4または5（あるいは身体障害者手帳1級または2級・療育手帳A・精神障害者手帳1級）のかたの支給額は下記のとおり。 ・ 4～7月中に申請したかた・・・36,000円（年額） ・ 8～11月中に申請したかた・・・24,000円（年額） ・ 12～3月中に申請したかた・・・12,000円（年額）

### 3. 介護用車両購入費の助成【 役場 介護高齢係 】

車椅子用のリフト等を備えた介護用福祉車両を購入する場合に、原則10万円を限度として購入費等を補助します。

対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要介護4または5に該当する寝たきり高齢者等を抱える世帯</li> <li>2. 次に該当する身体障がい者のいる世帯             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 下肢の障がいで1・2級の者</li> <li>イ 体幹の障がいで1・2級の者</li> <li>ウ 下肢及び体幹の障害で1・2級の者</li> </ol> </li> </ol>
備考	補助対象車両は、主に対象者のための通院・通所等に利用することが必要です。

### 4. ひとり暮らし高齢者等訪問事業【 役場 介護高齢係 】

訪問による安否確認と話し相手になることで、ひとり暮らし等の不安や悩みを軽減します。

対象者	訪問に同意をした下記のかた <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 65歳以上のひとり暮らしのかた</li> <li>2. 65歳以上の高齢者のみ世帯</li> <li>3. 65歳以上の日中独居のかた</li> </ol>
費用	無料
備考	2か月に1回程度の訪問となります。



## 5. 養護老人ホーム入所【 役場 介護高齢係 】

環境及び経済的理由により、在宅で過ごすことが困難なかが入所できます。



対象者	65歳以上で諸事情により在宅で過ごすことが困難な
費用	利用者または扶養義務者の所得に応じて自己負担があります。
備考	入所判定委員会による入所の適否判定があります。

## 6. 配食サービス【 社会福祉協議会 地域福祉係 】

ボランティアがお弁当をお届けします。



対象者	調理及び食事に困難がある下記のかた 1. 65歳以上のひとり暮らしのかた 2. 65歳以上の高齢者のみの世帯
費用	無料
お届け日	原則毎月第3木曜日の昼頃

## 7. 介護用品貸与【 社会福祉協議会 地域福祉係 】

介護保険制度で対象とならないかたに介護用品を貸し出しします。



対象者	1. 介護保険制度で非該当（自立）と認定されたかた 2. 介護保険制度の対象外となる身体障がい児（者）のかた
費用	無料
貸与品	手動ベッド、車椅子

## 8. 車椅子仕様福祉車両貸与【 社会福祉協議会 地域福祉係 】

車椅子を必要とする障がい児（者）及び高齢者等へ福祉車両を貸し出します。

対象者	1. 身体障害者手帳を所持し、車椅子で日常生活を行うかた 2. 高齢者のため、車椅子で日常行動を行うかた 3. 傷病等で、一時的に車椅子が必要なかた
費用	1キロメートル当たり 10 円

## 9. 思いやり福祉サービス【 社会福祉協議会 地域福祉係 】

日常生活において困ったことなど、有料で家事援助サービスを提供します。

対象者	1. 日常生活において支援を必要とする 65 歳以上のかた ※ 介護保険サービスを利用しているかたは除く 2. 障がい児（者）等の日常生活を営むのに支障のあるかた
内容	買い物代行、食事の支度、後片付け、衣類の洗濯、住居等の掃除、代筆、話し相手、朗読等
利用日時	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
費用	1 時間当たり 500 円
備考	事前に会員登録が必要となります。



## VI. 介護者への支援

### 1. 介護慰労金支給【 役場 介護高齢係 】

在宅で要介護高齢者を介護しているかたに慰労金を支給します。

対象者	毎年度10月1日現在で、次の1~4を全て満たしている 寝たきり高齢者または認知症の高齢者を、在宅で1年以上 継続して介護しているかた 1. 板倉町に住所があり、満65歳以上のかた 2. 介護保険の要介護4または5の状態が1年以上継続して いるかた 3. 過去1年間に介護保険のショートステイ（短期入所）、 入院等により、在宅生活を離れた期間が100日を超えない かた 4. 過去1年間に軽費老人ホームまたは認知症対応型共同生 活介護もしくは特定施設入所者生活介護を利用していない かた
支給額	120,000円（年額）
備考	11月に担当のケアマネジャーに相談してください。



## 2. 探索システム利用費補助【 役場 介護高齢係 】

認知症により、行方不明になる可能性が高い高齢者等を在宅で介護しているかたに、探索システムの利用にかかる初期費用の一部を補助します。



対象者	町内に住所を有し、かつ、認知症や若年性認知症により、行方不明となるおそれのあるかた
補助額	探索システムの利用にかかる初期費用の合計 (上限 12,000 円)
備考	探索システムとは、GPS 発信機を携帯している高齢者等の所在が不明となったときに、所在地を検索し、家族等へ位置情報を提供することができるシステムのことです。

## 3. 徘徊高齢者等事前登録制度【 役場 介護高齢係 】

認知症等により、行方不明となった高齢者等を早期発見し、保護できるよう、事前に高齢者等の情報を町に登録する制度です。



対象者	町内に居住し、下記のいずれかに該当するかた 1. 65 歳以上であり、認知症または精神疾患等により行方不明となるおそれのあるかた 2. 40 歳以上 65 歳未満で、若年性認知症等により行方不明となるおそれのあるかた
備考	保護責任者の同意のもと、警察署や消防署、利用していた医療・介護・福祉サービス機関等と連携します。

## VII. 権利や財産を守るための支援

### 1. 日常生活自立支援事業【社会福祉協議会 総務係】

福祉サービスの利用の援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを生活支援員が行います。

対象者	認知症性高齢者、知的障がい者または精神障がい者で判断能力が不十分なかた
費用	1,200円（1時間あたり） ※ 非課税世帯のかたの場合は1時間あたり700円、生活保護世帯のかたの場合は無料となります。

### 2. 成年後見制度に関する相談窓口【役場 介護高齢係】

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分なかたについて、本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に支援する制度です。

本人に代わって、援助者が金銭管理や手続きなど行います。



対象者	認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分なかたやそのご家族等
連絡先	健康介護課 介護高齢係（地域包括支援センター） TEL 82-6135

※上記の日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理等に限定して援助するのに対し、成年後見制度は、財産管理や福祉施設入所時の契約等の法律行為を援助します。